

## 令和 7 年度 第 1 2 回川崎市危険物等保安審議会会議録

- 1 会議名 川崎市危険物等保安審議会
- 2 開催日 令和 8 年 3 月 9 日 (月)
- 3 場 所 消防局 6 階 作戦室
- 4 出席者 委員 (14 名)  
大塚会長、伊藤副会長、寺田副会長、福田委員、大気委員、田島委員、  
中原委員、美和委員、手島委員、野中委員、山火委員、鈴木委員、  
小山委員、三輪委員  
事務局 (5 名)  
大和田係長、橋本係長、久田係員、奥山係員、熊谷係員
- 5 公開・非公開の別 公 開
- 6 傍聴者の数 0 名
- 7 議 題  
(1) 令和 7 年度第 1 1 回川崎市危険物等保安審議会会議録の確認  
(2) 「安全教育用保安関係法令・技術用語集」の見直しについて  
(3) その他
- 8 審議経過

**【大塚会長】**

令和 7 年度第 1 2 回川崎市危険物等保安審議会を開会します。

(会長から開催の挨拶があった。)

**【大塚会長】**

次に、本日の配布資料の説明を事務局からお願いします。

(事務局から配布資料の確認及び資料 1 の説明を行った。)

**【大塚会長】**

前回の会議録について、皆様から意見等がありますか。

無いようですので、会議録を承認することとします。

続いて「安全教育用保安関係法令・技術用語集」の見直しについてですが、高圧ガスの見直し部分について、各チームに分かれてもう少し審議したいとの申し出がありましたので、これより 30 分ほど時間を設けたいと思います。その後、全体確認へ移行します。

(各チームに分かれ、担当部分について審議を行った。)

**【大塚会長】**

お疲れ様でした。それでは全体での確認作業を再開します。前回は、私と福田委員の見直し部分を全体で確認して、後日、事務局から皆さんへデータを送っていただきました

が、ご指摘等ありましたでしょうか。

**【田島委員】**

先日、修正してはと思う点について事務局宛てメールでお送りしましたので、ご説明させてください。まずは大塚会長の担当部分についてです。『1-1-a-01 設置・変更許可申請』の関係法令欄に、「危険物関係法令等審査基準」を追記するのはいかがでしょうか。

**【事務局】**

「危険物関係法令等審査基準」については、窓口での閲覧やDVD-Rの貸出は行っていますが、誰でも閲覧可能なインターネットやホームページには掲載しておりません。この用語集を成果物としてホームページに掲載する際、「危険物関係法令等審査基準」について記載することで問い合わせが来る可能性が考えられるため、記載はしないこととします。

**【田島委員】**

分かりました。次に、『1-1-a-05 仮貯蔵・仮取扱い承認申請』について、事前に消防機関等へ協議しておくことで、震災時の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われることを目的に策定された消防庁通知「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の実施計画書」（平成25年10月3日消防災364号・消防危171号）についての記載をするのはいかがでしょうか。

**【大塚会長】**

追記について賛成です。

**【事務局】**

それでは、用語説明欄及び関係法令欄に追記することとします。

**【田島委員】**

続いて、『1-2-a-01 危険物の品名指定』及び『1-2-a-02 危険物の類別』の関係法令欄ですが、「法別表」となっている箇所は「法別表第一」とすべきかと思います。

**【事務局】**

分かりました。なお、条文の数字は基本的に漢数字表記ですが、横書きだと読みづらくなるため、アラビア数字表記「法別表第1」でよいでしょうか。この部分については、追って全体で統一します。

**【福田委員】**

数字表記でよいと思います。

**【事務局】**

分かりました。

**【田島委員】**

続いて、『1-2-a-07 指定可燃物』です。指定可燃物は『1-2-a-04 少量危険物』と同様に市条例で定められているため、関係法令欄に「川崎市火災予防条例第4章第2節」を追記すべきかと思います。

**【事務局】**

分かりました。

**【田島委員】**

次に、福田委員の担当部分についてです。『1-3-a-07 高圧ガス設備との距離』の用語説明欄で、「4.」内に誤字があります。

【事務局】

訂正します。

【田島委員】

続いて、『1-3-a-09 屋外タンク貯蔵所 敷地境界線距離』について、「敷地境界線距離」から「敷地内距離」に変更してはいかがでしょうか。

【事務局】

「危険物関係法令等審査基準」でも「敷地内距離」という用語を使用しておりますが、正しい法令用語は「敷地境界線からの距離」です。現在、同基準の見直しも行っているため、この機に書き直しを行い、『1-3-a-09』についても同様に訂正を行いたいと思うのですがいかがでしょうか。

【伊藤副会長】

そちらの方が理解しやすいかと思います。

【事務局】

分かりました。

【田島委員】

続く『1-3-a-09』下段の部分は、上段の文章を箇条書きにしたもので、内容が重複しているため不要と思われる。

【事務局】

分かりました。

【大塚会長】

田島委員、ありがとうございました。それでは、Aチームの全体確認を再開します。三輪委員、お願いします。

【三輪委員】

私の担当部分について説明します。『1-3-a-14 延焼限界曲線』ですが、条文に合わせて文言を修正しています。図も分かりやすいものに変更し、計算式の凡例も修正、追記しています。『1-3-a-15 防火上有効な隔壁』も条文に合わせて修正しています。『1-3-a-16 電気設備の位置』については、省令等の具体的内容を追記しています。

【伊藤副会長】

『1-3-a-16』は、建物の中だけが制限されるのでしょうか。通常、一般取扱所等でも防爆が求められるため、建築物と限定してよいのか疑問に思いました。

【事務局】

一般的に考えると、建物の中であっても外であっても防爆の規制がかかることがあるため、建築物だけに限ることはありません。

【伊藤副会長】

それであれば、「可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所」とした方がよいのではないのでしょうか。

【三輪委員】

分かりました。続いて、『1-3-a-17 警報・避難設備の位置』については、条文に合

わせて修正をしています。

**【野中委員】**

避難設備の設置基準で、屋内給油取扱所の説明部分で「給油又は灯油の詰替えのための作業場からの避難のための事業所等」は、消さない方がよいと思います。

**【大気委員】**

同じく避難設備の設置基準で、「敷地外に通じる出入口」と記載があるので、(1)の「(2階から直接)」の追記は不要かと思います。

**【三輪委員】**

分かりました。

**【伊藤副会長】**

説明文中「(危規則第二十五条の九第一号イ)」は関係法令欄に移した方がよいのではないのでしょうか。

**【事務局】**

危規則第二十五条の九第一号イは、ここでいう事務所等の構造の説明となるので、関係法令欄に移してしまうと分かりづらくなってしまうかもしれません。また、「給油又は灯油の詰替えのための作業場からの避難のための事業所等」という書きぶりも、少し違和感があります。

**【三輪委員】**

分かりました。この部分については保留とし、次回までに確認します。続いて、『1-3-a-18 消火設備の位置』についても、条文に合わせて修正しています。ここでは、保守管理のポイントを追記しています。

**【大塚会長】**

三輪委員、ありがとうございました。閉会時間が近づいてきましたので、続きは次回とします。

それでは、今月をもって退任となります寺田副会長より、退任のご挨拶をお願いします。

(寺田副会長から退任の挨拶があった。)

ありがとうございました。その他、皆様からご意見等無いようですので、事務局からお知らせをお願いします。

**【事務局】**

次回以降の開催日程についてお知らせします。4月20日、5月18日、6月15日、7月13日、8月24日、9月14日、10月19日、11月16日、12月14日で、全て月曜日の開催を予定しています。

続いて委員委嘱についてお知らせします。令和8年4月に当審議会の委員改選が予定されていますので、異動のほか、社名や役職の変更がありましたら、事務局宛てメールでお知らせください。また、今回の委員改選に伴い、女性委員の検討もお願いします。事業所長様、委員ご本人様宛ての委嘱依頼は、4月に発出する予定ですのでよろしくお願ひします。

**【大塚会長】**

ありがとうございました。以上で、令和7年度第12回川崎市危険物等保安審議会を閉会いたします。